

第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成21年3月19日(木) 午後14時～午後16時30分
- 2 開催場所 春日井市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者

【会長】 藤原博恵(春日井市地域精神障害者家族会むつみ会)

【委員】 内藤博之(愛知県心身障害者コロニー運用部療育支援課)

市川 潔(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

日比野 勤(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

野崎和子(春日井保健所)

青木 孝(春日井市公共職業安定所)

猪又博子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)

松山ミヨ子(春日井市手をつなぐ育成会)

加藤鉦明(春日井市社会福祉協議会)

渥美浩子(圏域アドバイザー)

【オブザーバー】 渡辺健司(春日苑障がい者生活支援センター)

住岡亜美()

林 幸児(障がい者生活支援センターかすがい)

綱川克宜()

宮原香苗(障がい者生活支援センターJHNまある)

河野弓子(障がい者生活支援センターあっとわん)

下村真由美()

【事務局】 健康福祉部 部長 入谷 直賢

障がい福祉課 課長 右高 正明

課長補佐 近田 正和

副主幹 加藤 重夫

主査 佐藤 和子

主事 松本 えみ

【傍聴】 6名

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 地域の課題解決に向けての取り組みについて
 - ア 部会の報告
 - イ その他の課題の取り組み
- (3) その他

5 会議資料

- 資料1 障がい者生活支援センター活動報告
- 資料2 相談支援件数集計
- 資料3-1 部会の活動状況報告（居宅支援部会）
- 資料3-2 " （発達障がい部会）
- 資料4 その他の課題の取り組み

6 議事内容

【藤原会長】 本日の自立支援協議会は、今年度最後の協議会になる。

障がいを抱えていても、この地域で安心して当たり前生活するために自立支援協議会がしっかり機能していくことで、障がい者の方と家族にとってはかなり期待できると考えている。地域の課題としてあがってきたことに対して、今年度は部会も立ち上がり、皆さんの日頃の経験の中から知恵と力を合わせ、具体的に検討されていることに、私は大変嬉しく思っている。強力なバックアップ体制も整いつつあり、この協議会は、皆さんの期待も大きいので、一つずつ具体的に協議できるとよいと考えている。本日も活発なご意見をいただきたい。

議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

【事務局】 生活支援センター活動報告様式の変更について説明。

事業所ごとの1年分の報告を1枚の表にまとめたものと、4事業所の集計表とで計5枚とした。相談内容に関する報告書様式を4事業所とも統一した。

【春日苑：渡辺】

- ・身体障がいをもっている方が対象なので、医療との関係が深くなっている。
- ・一人暮らしで状態が悪化した場合に、医療行為がヘルパーではできない点が多い。家族の助けが得られない場合、訪問看護の支援となるが、事業所の休日や、深夜や年末年始など休みの時に利用できないことに問題がある。
- ・市内に身体障がい者専用の福祉ホーム、就労継続・移行支援施設がないために退院後や特別支援学級の卒業後に行き場がないという方もいる。
- ・介護保険の第2号被保険者であっても、生活保護受給者は障がい福祉サービスが優先となり、少ない生活介護施設に希望が集中して、障がい者サービスしか利用できない人でも週1回などと制限をされることがある。その分、自宅での生活が増え、ヘルパーを希望するため、ヘルパー不足の原因になっているのではないか。

【かすがい：綱川】

- ・平均して1日1件以上の来所の相談を受け付けている。
- ・地域の課題として、高齢の親が重度の知的障がいをもつ子どもを介護する老障介護の悩みについて相談が多くある。親は体力、気力の限界近くまで本人のために介護している。
- ・介護者自身が倒れてしまった場合、緊急的な対応として、本人の兄弟が看たり、特例と

して、精神科のある病院に入院したりするしかないのが現状。

【まある：宮原】

- ・電話相談が一番多い。
- ・訪問により家庭での状況を確認し、サービスにつなげるために他機関の方と一緒に訪問する機会も増えている。
- ・支援者から対応の仕方や訪問時の注意点等の相談を受けた場合に、その他のところにあげている。
- ・大人の発達障がい者の相談が増えている。
- ・家族の方に対応の仕方の分かりやすい書籍を勧めたり、対応の仕方を伝えている。
- ・最初に相談に来た方をフォローすることで継続的な支援につなげていきたい。
- ・生きづらさを抱えている方が、揃って『うつ』ということで、いろいろなクリニックにかかっているような印象を受けている。薬だけではなかなか対応が難しいので、自助グループや書籍を勧めている。
- ・地域の課題として、精神障がい者の適切な理解がまだまだ十分でない。
- ・地域包括支援センターやヘルパー事業所等の研修で精神障がい者について話す機会を設けてもらっている。

【あつとわん：河野】

- ・新規の相談が多く、どのように子育てしていけばいいのか、保護者の不安に対応している。
- ・場所柄来所による相談が多い。
- ・人数別の延べ件数のその他の内容は学校関係の相談となっている。
- ・発達障がいという言葉が先行していることもあり、子育て支援の延長上としての発達相談が多い。
- ・子どもの通っている所の対応、理解がもう少し進むとありがたい。
- ・私たちとしては個別支援会議につなげたいという思いがあるが、保護者は、子どもの通っている所と摩擦を持ちたくないということもあり、なかなか個別支援会議につなげられない。
- ・来年度は学校、幼稚園、保育園等に出向き、相談支援事業所の存在を知ってもらい、できることを発信していく。
- ・市外からの相談支援についての相談があり、そちらとも連携していきたい。

〈意見・質問〉

【内藤委員】 あつとわんにお尋ねしたいが、個別支援会議というのはどのようなメンバーで、どのようなことを話したのか。利用者も参加したのか。

【あつとわん：河野】 療育サービス事業所からの相談であり、メンバーは、療育に関わっている保育士、相談支援事業所、子どもの通っている保育園の園長・主任・担任の5人で行った。保護者の同席については事前に保育園と話をしており、支援者だけで話をした。保育園の困っている状況聞き、発達障がいへの支援方法を伝え、困っていることの中で何か工夫ができるのではないかと話した。

【加藤委員】 1年間の集計表の継続の見方を教えていただきたい。

【事務局】 継続は4月に相談した方が、今年の2月、3月に相談してもここでは継続にしている。来年度は、また0から数を数え直そうと考えている。

【加藤委員】 5月の相談は161人の人が合計で601回相談をしたという理解でいいか。

【事務局】 はい。

【加藤委員】 相談員が在宅の障がい者を発見する手段として、どのような課題があり、どのように発見できるのか、考えていることがあれば教えていただきたい。

次に、サービス利用計画作成費というのは、どういうレベルになるとお金がもらえるのか教えていただきたい。

最後にもう1点、JHN まあるの「機関によっては連携がスムーズにできない」とあり、機関によって温度差があるということだが、どういうことが連携できなかったのか。

【春日苑】 親の介護保険のサービスから障がい者の生活を抱え込んでいることの発見の手段として、病院にかかっている方が多いので病院との連携になる。また、手帳の交付時などに障がい福祉課などから『困っている方がいる』と連絡をもらう。

【かすがい】 支援センター単独では、どうしても切り込むスペースが狭い。民生委員とか地域包括支援センターなど誰かが気付くようにネットワークを広げていくことが重要。

【まある】 精神の方は医療機関にかかっている方がほとんどであり、病院の関係者の方といろいろ連絡を取っておく。限られた関係者だけでなく、障がいを適切に理解してもらったり、障がい者支援センターがあるということを知ってもらったりすることで広めていければいいと思う。

【加藤委員】 高齢者と障がい者のセットのケースがかなり表に出てきたというのは、考え

ようによっては地域包括支援センターとの連携が少し進んだことによってそういう世帯が増えてきたと思う。

障がい特性があって外に出られないとか、中に抱え込んでしまう家族の状況というのは、今も昔とある程度変わっていないようなことを考えれば、私たちの方から家の中に入っていくスペースはとても少ない。そうすると、先ほどから出ている、医療機関のような関係機関のネットワークを強くするしか方法はないと思う。

今は、一次機関のところで情報が止まってしまっているが、情報を共有することが必要。例えば、医師が病気じゃない時はここが相談にのってくれるとか、窓口で情報を出してもらえそうな関係ができると、つながりやすくなってくると思う。

【藤原会長】 次に、サービス利用計画作成費についてお願いしたい。

【かすがい：林】 平成20年4月に県の相談支援の指定を受けた。この担当ができるのは、県の相談支援事業者の初任者研修を受けた者であり、私は受けている。今年度、綱川もこの事業の研修会に出席したので、来年度は2名でやっていきたい。

具体的にどのようにやっていくのかは、これから模索していく段階なのですが、例えば、施設を退所した人、退院した人、サービスを一時的に使わなければいけない人、組み合わせ使わなければいけない人を6か月間、サービス計画を行っていく。この作成費というのが1件、県から8500円。また、複数サービスを使うので、1割負担の上限管理まで管理すると1万円まで県から費用が支払われる。この計画作成費は、障がい福祉課で必要だと認められた方が対象となる。

【まある】 まあるの4の特筆すべき課題に関する質問ですが、高齢者、生活保護、子どもなどいろんな方たちと連携をするケースが増えてきているが、それを専門にされている方と、精神の方で関わっているまあるとは役割分担がしやすい。しかし、病院のワーカーや保健所など同じように精神障がい者を対象にしている場合、それぞれの機関の役割の認識が一致しない。病院によっても異なるし、同じ機関でも相談員によって違う。今後、求められている機関の役割をきちんとお互いに把握しながら1つずつケースに対応していくしかないと思う。

【内藤委員】 個別支援会議というのは事業所などいろいろな職種の人に集まってもらわないといけないと思うが、自立支援協議会の毎月の集まりで行っているのか。

【事務局】 個別支援会議は、そのケースごとの会議になる。基本的には、事業者が個別支援会議をし、その結果は毎月、障がい福祉課に報告される。事業所4者が集まる連絡会

では、個別支援会議の中身について話すことは今のところない。

【まある：梅村】 相談支援事業所連絡会について報告。

2月の講演会や啓発事業の準備を行った。

4事業所が様々な意見を出し合い、各自ができる部分を担って来年度の活動につながるように意識しながらやってきた。

事業所間研修は、11月から2月までの間には実施はしていないが、3月末に社協の職員を講師に権利擁護に関する研修を企画している。

来年度は、毎月行っている事業所連絡会の時間外にケース検討やケース対応に伴う情報交換を行い、相談員のスキルアップを図っていく予定。

議題2 「地域の課題解決に向けての取組みについて」

【加藤委員】 資料3の1に基づき居宅支援部会の報告。

《意見・質問》

【内藤委員】 自立支援法の改正の中で、今のサービス利用計画作成が低調であるので、全ケースにサービス利用計画を義務付けるといような方向が出ているが部会の中で話題になったか。

【加藤委員】 議論をしている最中に部会委員から指摘があった。それで、この週間サービス計画表などを案という形で示し、イメージをつけようということを出した。

これとは別に、介護保険でいう週間援助計画のようなイメージの素案を見せてもらった。いつから施行されるのか、具体的にどのようになっていくのか分からないので、それができるまでの間、いち早くできるといいと思い提案した。

【あっとわん：河野】 サービス調整シートはすごく分かりやすくいいと思ったが、障がい者生活支援センターでやっていくということを前提として考えると、どれくらいの負担になるのか不安。

私たちは児童デイサービス事業をやっているが、事業所を運営するとか、マネジメントするとか考えると、その事業者と利用者それぞれのモラルというか、倫理的なものの高さを要求されると思う。午前中にお風呂に入り、午後にもお風呂に入ると分かっているで行っていたのか分からないが、シートで視覚的に訴えるというのはいいと思う。しかし、ガイドラインというものを作るということがまず前段階で必要なのではないのかと思う。

モラルの問題を考えると、春日井市として作るというより、各事業所がどのような理念

や方針で支援していくかを明確にすることが必要なのではないかと。

何となく確認しあうだけではなくて、その使い方をお互いに理解し合うためのガイドラインがまず必要で、調整シートはその次ではないかと感じた。

【藤原会長】 ガイドラインという案が出たが、部会としては調整シートという提案なのですね。

【加藤委員】 たまたま調整シートが具体的に出てきたということで、ガイドラインとかその他のところも、どれが優先順位ということではなかった。今回お示しできるのが、この調整シートと理解していただきたい。

【藤原会長】 そうすると、どのような方向性をもっていくかということをお話しないといけないと思うが、他にこの報告についてありますか。

【野崎委員】 適切な利用とか不合理はどこが線引きなのか。利用したいのに、これは不合理だとどういふ点で言われるのか。

【加藤委員】 例えば1日のうち、午前、午後と掃除をするとか、午前、午後お風呂に入るとかというような同じサービスを違う事業所が同じ日に入るといふようなことが不適切となる。

【野崎委員】 本のページめくりなどは、どれくらいが限度といふのはあるか。

【加藤委員】 私自身、本のページめくりが、実際にホームヘルプの現場でされていると聞いて、自分の認識が甘かったのでびっくりした。

高齢者と比較してでしか判断できないからいけないが、本のページめくりといふのは、その人の生活の中でアメニティな部分で入ってくることだと思ふ。春日井の現状で、サービスがこれだけ少ない中といふことになると、言葉は悪いが、本のページを50ページめくるよりも、食事を作るなり生活に必要な部分をまずケアすることの方が先なのではないかと部会長である私自身が思ったので、そのあたりの議論といふのは、部会委員には確認をしていないのが現状。申し訳ありません。

【松山委員】 ヘルパーの研修の工夫といふところで、在宅における障がい者の介護の現場実習の対応を作るとあるが、障がい者を理解するためのサービスといふのは、支援をする方が考えるのではなくて、受ける方が必要であれば、サービスの提供はあるべきだと思ふ。今、支援する人が少ないから、必要な人に回すといふのは、私は親ですが、サービスを受ける立場からしたら、まやかしのようないふ感じ。

支援する立場からの意見はよく分かったが、部会の中で障がい者本人たちの声が実際に

入っていないような気がする。どうしたら本人にとって一番いいサービスが受けられるか、支援者がいないからサービスを切るのではなく、本人の支援というところを大事にしていきたい。

【藤原会長】 利用者主体ということかと感じる。部会としては、そういうところの声はどのように伺ってきたのか。

【加藤委員】 直接サービスを利用している方からのアンケートや、部会で意見を聞くという機会はなかったもので、今ご指摘の部分はあろうかと思う。ただ、サービスを切るというのではなくて、重複して使っている部分について是正していけばいいと思う。少し表現の仕方がよくなかったのかと思う。

【藤原会長】 部会の会長さんから市川委員も関わっていただいたということなので、何かご意見があればお聞きしたい。

【市川委員】 今の最後の質問の答えに対することだが、必要なサービスを減らしてということでこの話が出たわけではなくて、実際の現場では時間があるからということで、必要なことを超えたサービスの提供がいろんな事業所に聞くとある。必要なところを超えた部分を必要なことすら足りない方に回すために、一番手っ取り早い方法で現場として動けるのはこういう形である。決まった100というものがあれば、100を本当に必要なところに回すしかない。ここにあるように新しいヘルパーが参入してくれる、ボランティアの方が参加してくれるというように、100が120、130になれば、今と同じような援助の形でも全体を囲うことができるが、100しかない。120が、生死に関わるようなものがあつた場合に、そうではない本をめくるとかより、もっと大切なものの方にヘルパーを回した方がいいだろうということ。

必要な方のサービスを切るなどということは、誰も考えていない。必要ではないと思えるサービスが、実際に現場で動く人間には見られるので、そこだけでも削ってというのを文章で表現するとこういう形になってしまった。

間違ってもらいたくないのは、必要なサービスを削って均等に回そうではなくて、必要以上にあるサービスだけでも削ればということ。モラルのない事業所もあるという考え方で、調整シートを出すことによって、儲けのためにやっているサービスを押さえるということで作ったシートの案である。これはあくまでも案なので、これでなくてもいい。

【藤原会長】 松山委員は今の市川委員の意見や全体のことを考えて、思い当たるところがあつたのではないかと思うが、いかがでしょうか。

【松山委員】 言っていることは分かるが、必要でないサービスというのは、誰が決めるのか。私は複数の事業者を利用しているが、サービスシートのようなものは、事業所では提供している。事業所が当然皆さんやられていると思ったものなので、必要のないサービスという意味が分からない。事業所がサービスを提供する時に、もう少しきちんと話し合いをすればいいのではないかな。

事業所が言っていることは分かるが、必要のないサービスを切って、必要としている方に回すということが気にかかる。私も、事業所からヘルパーがいないからサービスができませんと言われて非常に困っている身なので分かるが、うまく表現できない。

【藤原会長】 いきなりサービス調整シートではなくて、事前にちゃんと話し合えば一つひとつ解決するのではないかなというのが、松山委員のご意見でしょうか。

【松山委員】 はい。

【内藤委員】 サービス利用調整というか、サービス機関が、直接それぞれバラバラにサービスを提供しているので、その人に本当に必要なものは何であるかということを中心にアセスメントをした上で、必要なサービスが必要に応じて提供されるという、本来の仕組みに変えるべきではないかな。

【藤原会長】 事業所の方からガイドラインという案も出たが、部会としては、この意見をどのように理解するか。今後の方向性を含めてお話していただければありがたい。

【加藤委員】 この提案はどうしてもというものではなく、今の段階でお示しできる一つの提案。ケアマネジメントがないところでサービス調整をするのは、とても危険なことで、現状できることで考えていったので、こういう形での提案になった。

ガイドラインとして、示していけるようなものを先に考えた方がいいのではないかなど、いろいろご意見をいただいたので、部会で具体的に検討したいと思う。

【藤原会長】 それでは、いろんな意見を部会の方に持ち帰り、来年度またこれを継続するというところでよろしいかな。

(異議なし)

【内藤委員】 資料3-2に基づき、発達障がい部会の報告。

【藤原会長】 今後、どのように進めていこうと考えているか。

【内藤委員】 先ほどの居宅支援部会は、ヘルパーが少ない、足りない具体的なことが、私たちの出発点というのはかなりテーマが大きい。あまりにも問題が大きくて、この部会の

中でどう進めたらいいのかということがよく分からなくて、あっち向いたりこっち向いたりやっているうちに10回がきてしまった。そういう意味で、来年度どうするかということは、全然部会の中で話ができていると思う。

【藤原会長】 部会の中では、まだ今後の方向性というのははっきりしていないということだが、ご意見がありましたらお聞きしたい。

【渥美委員】 相談体制をどうしようとか、自立支援協議会を設置してとにかく体制を作るということが第1段階で、出てきた課題を解決に向けてどういうシステムを作りながら実現していくかという第2段階があると思う。春日井市はこのように課題が出てきて第2段階に入っている。発達障がいの問題も、ポイントの絞り方の問題というのが一つあったかもしれないが、これからを見据えた問題なので、その設定の仕方というものをもう一度検討していただきながら、課題の解決に向けたものを取り組んでいただきたい。

【藤原会長】 課題として来年度も引き続き取り組んでいったらどうかというご意見だったと思う。他の委員の方はよろしいか。

(異議なし)

イ 「その他の地域の課題の取組みについて」

【かすがい：林】 資料に基づき、課題3の障がいの理解普及啓発について報告。

《質問・意見》

【加藤委員】 具体的にどこの小学校に行くとか、どこかのPTAを対象にするとか、狙いは定まっているのか。

【かすがい：林】 今後もう少し煮詰めるが、例えば、民生委員、学校、市役所などにパンフレットを置き、そのパンフレットで事業所に申込をする。パンフレットが近々完成予定。

課題4 「障がい者を支えている家族への支援。教育が必要」について

【事務局】 家族支援には、親亡き後の支援として、生活の場としてグループホーム、ケアホーム等の設置が必要ではないか。家族の方に対し、福祉サービスについてもっと啓発や周知をしていくことが大事ではないか。親同士のコミュニケーションを図るため家族会の活動拠点を整備していくことが必要ではないか。

現時点においては、親亡き後について、将来に対する漠然とした親の不安を少しでも解

消することが一番必要ではないかという意見が多くあった。

入所施設が減る中で、地域でどう安全安心に暮らしていくのかという心配を少しでも解消するように、生活アセスメントシートというようなものを作成して、親がそのシートに自分の現状等を書き入れて、現在の問題を整理することにより、不安が少しでも解消できるのではないかと考えている。当面、運営委員会で更に継続検討をしていきたいと考えている。

【藤原会長】 継続的に運営委員会の方でやっていただくということですので、よろしくお願ひしたい。

以上で、本日本定してました議題は終了しました。ご協力ありがとうございました。

【事務局】 事務局からその他の説明。

(1) 春日井市の障がい者総合福祉計画の概要について説明。

この計画は、従来の障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に作成したもので、両計画を総称して「春日井市障がい者総合福祉計画」としている。

計画の内容としては、障がいのある人が、安心して自立共生できるまちづくりを基本目標として4つの重点課題を取り上げ、積極的に施策を推進していくものである。

また、障がい福祉サービス、地域生活支援事業につきましては、23年度までの必要な見込み量を定め、その確保に向け各種の方策を進めていくことにしている。

この計画は、施策推進協議会を定期的で開催し、円滑な進行管理をしていくが、この自立支援協議会においても情報を共有して本計画の推進に必要な事項の検討協議を行うこととしているのでよろしくお願ひしたい。

(2) 障がい者自立支援法の改正について説明。

1) 福祉サービス費用単価の改定。福祉サービス事業者が福祉サービスを提供した時に支払われる報酬単価が、平均で5.1%増の改定となる。

2) 利用者負担の軽減について、4月以降も引き続いて継続して軽減措置が実施される。

また、軽減措置を適用するために必要な一定の預貯金や不動産の資産要件が7月から撤廃される予定。

3) 同じく7月から施設入所者、グループホーム、ケアホーム利用者の個別減免を実施する際の収入認定において、心身障害者扶養共済の給付金は、収入認定から除外され

る予定。

- 4) 行動援護の1回の利用限度時間が従来の5時間から8時間に延長となる。
- 5) 短期入所、ショートステイと生活介護や児童デイサービスなどの同日利用が可能となる。

(3) 平成21年度の地域自立支援協議会の予定について

平成21年度のこの会議は、今年度と同様に3回を予定しており、第1回目については6月頃開催を予定。

上記のとおり、第3回地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長が署名する。

平成21年5月14日

会 長 藤 原 博 恵